

ぶんや ほけん いりょう すいしん  
分野2 保健・医療の推進

げんじょう かだい  
<現状と課題>

こ すこ そだ しょう げんいん しつべい そうきはつけん  
子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病の早期発見  
は か たいせい こま そうだん う たいせい ひつよう  
が図られる体制や、きめ細かな相談を受けられる体制が必要です。

しょう ひと みぢか ちいき あんしん てきせつ いりょう う  
障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けること  
ができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を、医療  
きかん たい いっそうもと ひつよう  
機関に対して一層求める必要があります。

せいしん しょう ひと あんしん ちいきせいかつ おく  
精神に障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよ  
う、せいしんかいりょう きゅううきゅういりょうたいせい せいび はか ひつよう  
精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があると  
かんが せいしんしよう しゃ たい いりょうひ  
考えられます。また、精神障がい者に対する医療費について、その  
ふたんけいげん もと こえ よ  
負担軽減を求める声が寄せられています。

なんびょうかんじや なんびょう かんじや たい いりょうとう  
あわせて、難病患者についても、難病の患者に対する医療等に  
かん ほうりつ なんびょうほう もと ちいき あんしん りょうよう  
関する法律（難病法）に基づき、地域で安心して療養しながら  
く つづ いりょう れんけい きほん ふくし  
暮らし続けることができるよう、医療との連携を基本に、福祉  
さ ー び す じゅうじつ はか ひつよう  
サービスの充実を図っていく必要があります。

◆基本方針

きほんほうしん けんこう かくしゅけんさ かん ふきゅう けいはつ すいしん しょう  
基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障が  
げんいん しつべい よぼう そうきはつけん そうきりょういく はか  
いの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育を図ります。

きほんほうしん なんびょうかんじや ふく しょう ひと たい ほけん いりょう  
基本方針2 難病患者を含む障がいのある人に対する保健・医療  
さ ー び す じゅうじつ はか ちいきせいかつ しえん  
サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

◆基本施策

きほんしょく 基本施策1	しょう 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見
きほんしょく 基本施策2	しょう 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
きほんしょく 基本施策3	せいしんほけん 精神保健・医療の充実
きほんしょく 基本施策4	なんびょう 難病に関する保健・医療施策の推進

## きほんしょく 基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見

○ 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見を図ります。

### じゅうてんとりくみ <重点取組>

#### ◆妊婦支援相談事業

にんしんとだけでしょ ていしゅつ ぜんにんぶ たいしよう しょう げんいん  
妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因  
となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子  
けんこうてちょう こうふ じ にんぶ めんせつ りすくあせすめんと きき  
健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機  
ひょうか じっし はいりすくにんぶ そうき はあく あんしん  
評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安心・  
あんぜん にんしん しゅっさん けいぞくでき しえん おこな  
安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

#### ◆母子関連マススクリーニング検査

しんせいじ にゅうじ たいしよう しょう げんいん しつべい そうき  
新生児や乳児を対象にした障がいの原因となる疾病を早期  
はっけん はっしょう みぜん ぼうし ます すくりーにんぐ  
に発見し、発症を未然に防止するためのマススクリーニング  
けんさ しゅうだんけんさ にんぶ たいしよう こうじょうせんきのうけんさ おこな  
検査（集団検査）や、妊婦を対象にした甲状腺機能検査を行  
い、早期治療に結びつけます。また、母子保健情報を共有す  
るとともに、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センター  
えいせいけんきゅうしょ きんみつ れんけい じんそく てきせつ かんじや  
および衛生研究所との緊密な連携により、迅速かつ適切な患者  
しんだん ちりょう むす の診断・治療に結びつけていきます。

## ◆乳幼児健康診査

4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

## 基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実を図ります。
- 精神障がいのある人や、医療的ケアが必要な重度障がいのある人、や医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に対する保健・医療・福祉の連携体制の充実を図ります。
- 札幌市の実情に応じた望ましい医療体制の構築に向けた取組を進めます。

## <重点取組>

### ◆自立支援医療費の支給

障がいのある人に対し、その心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費の適切な支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、  
障がいのある人の医療費の負担軽減が図られるよう、国に  
対して、働きかけていきます。

### ◆重度心身障がい者医療費助成

重度心身障がいのある人に対して医療費の一部を助成する  
ことで、重度心身障がいのある人の保健の向上に寄与すると  
ともに福祉の増進を図ります。

### ◆医療的ケアが必要な重症心身障がいのある人に対する地域

生活支援の充実の検討（再掲）

⇒ 20ページ参照

### ◆さっぽろ医療計画2018の推進

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に  
向けた医療・保健システムの確立を基本理念とするさっぽろ医療  
計画2018に基づき、基本理念の実現に向けた施策の推進に  
取り組みます。

### 基本施策3 精神保健・医療の充実

- 通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に  
障がいのある人に対する医療の安定的提供に努めます。
- 精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- 精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を  
図ります。

- 児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用し、心の悩みを抱える子どもや、発達障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。

### ＜重点取組＞

#### ◆自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国にたいして働きかけていきます。

#### ◆精神科救急情報センター運営

精神障がいのある人やその家族から、電話により精神科受診に係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図ります。

#### ◆ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を減らすため、面談や電話による相談支援、市民一人ひとりが「ゲートキーパー」（※）になることを目指した人材養成等の各事業を行います。

※ ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。特別な資格はいりません。

◆ 精神科救急医療体制の安定的提供

緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医療を受けることができるよう、精神科救急医療体制の安定的な維持と提供に努めます。

◆ さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進(新規)

関係機関や市民からの依頼を受け、より適切な医療機関等を案内(コンシェルジュ)します(さっぽろ子どものコンシェルジュ事業)。また、北海道大学と共に、関係機関の連携体制について全体管理を行うとともに、研修会を実施するなど、医学的支援・人材育成を行います(さっぽろ子どものこころの連携チーム事業)。

基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活をしていけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた相談支援体制の充実を図ります。
- 難病に係る知識等について、患者本人や家族だけなく、広く市民へ周知を図ります。
- 難病患者が、必要な障害福祉サービスを利用できるよう、関係機関と連携しながら、制度周知を図ります。

## じゅうてんとりくみ <重点取組>

- ◆ 特定医療費（指定難病）医療費助成  
なんびょうかんじや りょうしつ てきせつ いりょう かくほ りょうようせいかつ しつ いじ  
難病患者の良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持  
こうじょう はか していなんびょう かん いりょうひ いちぶ じょせい  
向上を図るため、指定難病に関する医療費の一部を助成します。
- ◆ 難病相談支援センター事業  
なんびょうかんじや かそくとう そうだん おう ひつよう じょうほう ていきょう  
難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や  
じょげん ちいきこうりゅうかつどう すいしん とうじしゃしゅたい かつどう しえんとう おこな  
助言、地域交流活動の推進や、当事者主体の活動の支援等を行  
なんびょうそうだんしえんせんたーせっち  
難病相談支援センターを設置します。
- ◆ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業  
ざいたく じんこうこきゅうき しよう なんびょうかんじや ひつよう かんご  
在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が必要とする看護に  
しんりょうほうしゅう べつ ほうもんかんご じっし ざいたく  
について、診療報酬とは別に訪問看護を実施することにより、在宅  
りょうよう しえん てきせつ いりょう かくほ はか  
療養を支援するとともに、適切な医療の確保を図ります。
- ◆ 札幌市難病患者等地域支援対策推進事業（一部新規）  
なんびょうかんじや かそくとう りょうようじょう ふあんかいしょ はか てきせつ ざいたくりょうよう  
難病患者やその家族等の療養上の不安解消を図り、適切な在宅療養  
しえん おこな ほけんせんたーしょくいん めんせつ ほうもんそうだん なんびょう  
支援を行えるよう、保健センター職員による面接・訪問相談や、難病に  
かん せんもん いし りがくりょうほうしどう そうだんじぎょう じっし  
関する専門の医師、理学療法士等による相談事業を実施します。  
ハイセイ ねんどぢゅう なんびょうかんじや しえんたいせい せいいひとう かんけい  
また、平成30年度中に、難病患者の支援体制の整備等について、関係  
きかん きょうぎ おこな なんびょうたいさくちいききょうぎかい せっち  
機関にて協議を行う難病対策地域協議会を設置します。
- ◆ 難病患者等地域啓発事業  
なんびょうかんじやとうちいきけいはつじぎょう

なんびょうかんじや かそくとう なんびょう かん ちしき ぎじゅつ しゅうとく  
難病患者やその家族等が、難病に関する知識や技術を習得することに  
ちいき なんびょうかんじや りょうようせいかつかんきょう せいび  
より、地域における難病患者の療養生活環境を整備します。